

## 書面作成



仕事柄、書面を作成することが非常に多いです。業界的には書面を作成することを起案といいます。私はこの表現があまり好きではありません。依頼者に「起案します」と言っても意味が伝わりにくいので「案文作って送ります」という感じで伝えています。

文書の分量的には1ページ程度の簡単なものから10ページ以上に及ぶ重たいものまで様々ですが、分量にかかわらずどうしても筆が進まないときがあります。そのような案件は同時並行的に進行している他の案件との兼ね合いもあり、後回しになってしまいがちです。

じっくり腰を据えて書面作成に取りかかると、起案の神さまが降臨して、あっという間に完成してしまうこともありますが、本当に稀です。

## 裁判官の異動

裁判官は概ね3年ごとに異動があります。同じ場所に長くいると司法の公平性が保てないというのが理由です。

そして、3月は他の役所や企業と同様に異動の時期となっています。

裁判官が異動すると裁判の形勢が逆転することがあります。ただし、必ず形勢が逆転するというわけではありませんので過度な期待は禁物です。

## 退職代行

最近、会社を退職する際、退職代行業者を利用するケースが増えているようです。

ですが、会社としては、退職代行業者から退職の連絡がきても相手にすべきではありません。従業員が会社に退職の意思を伝えることは法律行為です。報酬を得て法律行為を代理することは弁護士しか認められていません。弁護士以外の者が報酬を得て代理しても、その代理行為は無権代理となります。

なので、退職代行業者からしか連絡がこない場合には、従業員は退職していないものとして扱わなければなりません。そのうえで、従業員が無断欠勤を繰り返すようであれば、懲戒解雇の対象となりえますし、仕事に穴を空けて会社に損害を与えたということであれば、従業員に対して損害賠償請求を検討することになります。

もっとも、退職代行業者から連絡がきた後、本人からも退職の連絡がきた場合には、本人からの連絡自体は有効なので、所定の退職手続を採らなければなりません。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

## 弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設